



発信@みなくる

～新しい制度の紹介～

障害者自立支援法（平成18年10月から本格実施）

従来、障がい者（身体・知的・精神）は、3つの種類に分けられて、障がいの種類や年齢によって受けられる福祉サービスの内容が決められていました。

障害者自立支援法の成立により、どの障がい者も共通のサービスが地域において受けられるようになりました。そこで、今月号から数回に分けて、サービスの内容を紹介します。

障害者自立支援法によるサービス

相談支援事業

障がい者や介護をしている人からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者の派遣などを行います。

地域活動支援センター事業

障がい者が人との交流や社会参加を通じ、仲間とともに創作活動や交流活動を行います。

活動場所 ... 富良野地域活動支援センター「リリー」

開設時間 ... 月 金 8時30分 16時30分 土曜日 8時30分 12時

送迎バス ... 毎週火曜日、金曜日 幾寅駅前 9時50分発 幾寅駅前 16時10分着

昼食を希望される方は、事前に申し込みが必要です。（1食320円）

利用料は無料です。

利用は登録制ですので、町に申請が必要となります。

ボランティアルーム

積極的な地域参加を進めるために、ボランティアルームを設置しましたので、ボランティア活動やサークル活動などの場として、お気軽にご利用ください。

利用時間 午前8時30分から
午後9時まで

（事前に利用申込が必要です）



みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる

保健福祉課 ☎ 52-2211 FAX 39-7020

地域包括支援センター ☎ 52-2211

社会福祉協議会 ☎ 39-7711 FAX 52-3711